

業務仕様書

1 業務名

札幌市中心部の再開発と連動した企業誘致広報業務

2 業務の背景と目的

【背景】

本市では、産業の活性化及び経済の振興を図るべく、主に首都圏の企業を対象とした本社機能移転やIT企業等の誘致に取り組んでいる（参考：ウェブサイトNEXT SAPPORO 企業進出総合ナビ <https://www2.city.sapporo.jp/invest/>）。

現在本市では、築30年以上のビルが多く、オフィス空室率も全国の主要都市の中でも最も低い。一方で、北海道新幹線の延伸や冬季オリンピック・パラリンピック招致といった動きと連動し、2030年頃までの間に民間投資を活用した再開発が次々計画されており、オフィスビルについてはかつてない大量供給が見込まれているが、道外へのその認知度はまだまだ低いのが現状。

この絶好の機会を捉えて、本市中心部で再開発が次々と起こり街が生まれ変わろうとしていること、またそれに向けて積極的に企業進出を促していきたいという姿勢を明確に打ち出していく必要があることから、本市では昨年度「大札新（ダイサッシン）」というスローガンとロゴマークを作成した。（別紙参照）

【目的】

今後、7月に開催予定の企業誘致セミナーを皮切りに、スローガンとロゴマークを活かしながら、オフィスビル事業者、不動産仲介事業者等の民間事業者とも連携し、官民一体で統一感を持った、効果的なシティプロモーションを図るとともに積極的な企業誘致を図っていきたい。

本業務は、本市中心部の再開発により生まれるオフィスビルへの企業誘致を進めるため、スローガンとロゴを利用しながら効果的でインパクトのある広報を行うことで、まずは本市中心部再開発の認知度を高め、ひいては道外（主に首都圏）からの企業誘致に繋げることを目的とするものである。

【参考】

本市は、2018年に内閣府から「SDGs 未来都市」として選定されるなど、SDGsの達成に向けて様々な取り組みを進めているほか、世界標準の環境認証システム「LEED」のカテゴリの1つである「LEED for Cities and Communities」において最高ランクの「プラチナ」の認証を取得した。併せてゼロ・カーボンシティ（環境首都・札幌）を宣言し、本市中心部においては、建築物のZEB認証取得の推進や地域熱供給ネットワークへの接続を通じて本市中心部全体の「低炭素化」、高い防災性を備えた「強靱化」に取り組んでいる。このような点を、今後のシティプロモーションにおいても重視したいと考えており、PR用の動画も作成済。

3 業務内容

受託者は、上記2の目的を達成するため、委託者（札幌市）と連携し、下記に定める業務を行う。実施内容の詳細については、企画提案の内容を基に、委託者と受託者で協議し、調整する。

(1) スローガンとロゴマークを利用した効果的でインパクトのある広報発信

ア 企業誘致に繋がる広報の企画・実施（通年）

業務の目的である下記2点の内容を盛り込み、主に首都圏企業の企業誘致に繋がるような広報を企画、実施すること。実施にあたっては広報の効果が最大となるよう、適切にターゲティングを行うこと。

- ・本市中心部の再開発の認知度を高めることができること。
- ・積極的に企業進出を促していきたいという本市の姿勢を分かりやすく伝えること。

イ 企業誘致セミナーの周知（セミナーは7月中旬頃と2月頃の2回を予定）

本市が主催する企業誘致セミナーの集客（対象は主に首都圏企業経営層・企画部門）を図るため、デジタル広告等を活用した効果的な周知を行うこと。

各セミナーの集客目標は160名（うちオンライン参加は100名）を見込んでいるが、周知にかかる費用は合計140万円（税込）以内とし、その範囲において広告効果が最大となるよう、適切にターゲティングを行うこと。

なお、セミナーの開催費用は委託者が負担し、デジタル広告等からの遷移先となるセミナー募集専用ページについても委託者が用意する。

ウ 第1回セミナー用の市長のビデオメッセージ作成

本市中心部の再開発をPRし、昨年度作成したスローガンとロゴマークを披露する札幌市長のメッセージ動画（委託者がブルーバックスクリーンを用いて撮影を行う。）について、字幕の入力、背景の作成、その他必要な加工等を行い作成すること。

ビデオメッセージの作成にあたっては、ロゴマークを活用するほか、本市中心部の過去から現在、未来へと変化していく様子を映像で表現するなど、スローガンの持つ意味を分かりやすく、かつ印象に残るものとなるよう委託者と調整のうえ作成すること。

(2) 補助制度周知用チラシのデザイン制作

年明け1月頃に刷新を予定している進出企業向け補助制度について周知するためのチラシのデザイン制作を行うこと。

チラシは「本社機能移転・コールセンター・バックオフィス 事業所開設向け補助金のご案内」、「IT・コンテンツ・バイオ“研究・開発・制作”拠点開設

向け補助金のご案内」の2種類。体裁は各種 A4 縦 2 ページを想定。内容やレイアウト、制作時期等については、委託者と調整のうえ決定すること。

- 「本社機能移転・コールセンター・バックオフィス 事業所開設向け補助金のご案内」

<https://www2.city.sapporo.jp/invest/subsidy/img/pdf/call-back.pdf>

- 「IT・コンテンツ・バイオ“研究・開発・制作”拠点開設向け補助金のご案内」

<https://www2.city.sapporo.jp/invest/subsidy/img/pdf/it-bio.pdf>

(3) パンフレットのデザイン制作

企業に直接配布する「札幌市企業進出ガイド」の改訂に向けたデザイン制作を行うこと。体裁は A4 縦 8 ページを想定。内容やレイアウト、制作時期等については、委託者と調整のうえ決定すること。

- 「札幌市企業進出ガイド」

https://www2.city.sapporo.jp/invest/request/img/shinshutsu_guide_sasshi.pdf

4 納品物

本業務終了時に、スローガンとロゴを利用した効果的な広報発信業務の総括(企画提案で設定した指標の達成状況を含む。)と今後同種の業務を実施する際の有効な広報・企業誘致業務についての分析結果に関する報告書を提出すること。

また、以下のデータが保存されたメディア (CD-R 又は DVD-R) を 1 枚提出すること。提出するデータのファイル形式については、委託者と調整すること。

- (1) 上記 3 (1) アで実施した広報物のデータ
- (2) 上記 3 (1) イで実施した広報物のデータ
- (3) 編集加工等を行った第 1 回セミナー用の市長のビデオメッセージ動画
- (4) パンフレットのデザインデータ (PDF 形式及び Adobe illustrator などの加工可能な形式のデータ)
- (5) 補助金チラシのデザインデータ (PDF 形式及び Adobe illustrator などの加工可能な形式のデータ)

5 履行期間

契約締結の日から令和 5 年 3 月 31 日まで

6 環境への配慮について

本業務においては、委託者が運用する環境マネジメントシステムに準じ、環境負荷低減に努めること。

- (1) 電気、水道、油、ガス等の使用にあたっては、極力節約に努めること。
- (2) ごみ減量及びリサイクルに努めること。
- (3) 両面コピーの徹底やミスコピーを減らし、紙の使用量を減らすように努めること。
- (4) 自動車等を使用する場合は、できるだけ環境負荷の少ない車両を使用し、アイドリングストップの実施など環境に配慮した運転を心がけること。
- (5) 業務に係る用品等は、札幌市グリーン購入ガイドラインに従い、極力ガイドライン指定品を使用すること。

7 個人情報取り扱いについて

受託者は、この契約による業務を処理するにあたって個人情報を取り扱う際には、別記「個人情報取扱注意事項」を守ること。

8 その他

- (1) この仕様書に定めのない事項及び疑義が生じた事項については、委託者と受託者が協議のうえ決定すること。
- (2) 業務の進行に当たっては、あらかじめ本市の業務担当者と綿密な打ち合わせをし、必要な企画、提案及び助言等を行うこと。
また、委託者の意向を適宜反映した広報活動とするため、委託者と例月打合せを行うこと。
- (3) 本仕様書に定める事項のほか、札幌市契約規則及び関係法令を順守すること。
- (4) 受託者は、本市が成果物等を広報及び広告活動等に利用する場合には、自由に使用できるよう、著作権法（昭和45年法律48号）第18条から第20条に規定する著作権者の権利を行使しないこととする。
- (5) 受託者は、成果物等が著作物に該当する場合において、本市が当該著作物の利用目的実現のためにその内容を改変しようとするときは、その改変に同意する。
- (6) 受託者は、成果物等が著作権法第2条第1項第1号に規定する著作物に該当する場合には、当該著作物に係る受託者の著作権（著作権法第21条から第28条までに規定する権利をいう。）を当該著作物の引き渡し時に本市に無償で譲渡する。
- (7) 受託者は、第三者の商標権、著作権その他の諸権利を侵害する者でないことを本市に対して保証すること。
- (8) 成果品や資料等の公開に伴い、第三者から権利侵害の訴えその他の紛争が生じたときは、受託者は自己の費用及び責任においてこれを解決するものとし、かつ委託者に何らかの損害を与えたときはその損害を賠償するものとする。

別記 個人情報取扱注意事項

(個人情報を取り扱う際の基本的事項)

第1 受託者は、この契約による業務を処理するに当たって、個人情報を取り扱う際には、個人の権利利益を侵害することのないように努めなければならない。

(秘密の保持)

第2 受託者は、この契約による業務を処理するに当たって知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。

2 受託者は、その使用する者がこの契約による業務を処理するに当たって知り得た個人情報を、他に漏らさないようにしなければならない。

3 前2項の規定は、この契約が終了し、又は解除された後においても、また同様とする。

(再委託等の禁止)

第3 受託者は、この契約による業務を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ、委託者が書面(当該書面に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。)により承諾した場合は、この限りではない。

(複写、複製の禁止)

第4 受託者は、この契約による業務を処理するに当たって、委託者から提供された個人情報が記録された資料等を、委託者の承諾を得ることなく複写し、又は複製をしてはならない。

(目的外使用の禁止)

第5 受託者は、この契約による業務を処理するに当たって、委託者から提供された個人情報を目的外に使用し、又は第三者に提供してはならない。

(資料等の返還)

第6 受託者は、この契約による業務を処理するに当たって、委託者から提供された個人情報が記録された資料等を、業務完了後速やかに委託者に返還するものとする。ただし、委託者が別に指示したときは、その方法によるものとする。

(事故の場合の措置)

第7 受託者は、個人情報取扱注意事項に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれのあることを知ったときは、速やかに委託者に報告し、委託者の指示に従うものとする。

(契約解除及び損害賠償)

第8 委託者は、受託者が個人情報取扱注意事項に違反していると認めたときは、契約の解除及び損害賠償の請求をすることができる。

札幌市企業誘致スローガン・ロゴ

北海道新幹線の札幌延伸、冬季五輪招致といった動きと連動し、
2030年頃までに大規模な再開発が次々と計画されています。

札幌都心部が、大きく、新しく、変わる。

この絶好の機会を捉え、官民一体となって企業誘致に
取り組んでいくためのスローガンが、「大札新」です。

ロゴデザインでは、「札」の文字をビル群に見立て、
「大」「新」の両サイドを広げることで、ビルが立ち並ぶ
再開発のスケール・インパクトを強調しています。

基本カラーは、新しい街を感じさせる爽やかな空色。

「この街は、どんなふうに変わっていくだろう」

そんな大きな期待感を「大札新」は醸成していきます。

